

健全化判断比率及び
資金不足比率

7 東 監 第 521 号
2025 年 8 月 18 日

東浦町長 日 高 輝 夫 様

東浦町監査委員 阿知波 清 三
東浦町監査委員 秋 葉 富士子

令和 6 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意
見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1
項の規定に基づき、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したの
で、次のとおりその意見を提出します。

目 次

	令和6年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見	
第1	基準に準拠している旨	78
第2	審査の種類	78
第3	審査の対象	78
第4	審査の期間	78
第5	審査の着眼点及び実施内容	78
第6	審査の結果	78
第7	健全化判断比率等の概要	78
1	健全化判断比率	78
2	資金不足比率	79

令和6年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

本審査は、東浦町監査基準に準拠し実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率等審査

第3 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

2025年6月25日から同年8月4日まで

第5 審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、町長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているか、書類の計数は正確かに主眼を置き、関係職員の説明を求め聴取し、審査を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に適合し、かつ正確に作成されており、適正と認められた。

第7 健全化判断比率等の概要

1 健全化判断比率

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

単位：％

指 標 名	年 度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	6年度	－（△ 6.76）	13.12	20.00
	5年度	－（△ 3.84）	13.17	
	4年度	－（△ 5.15）	13.21	
連結実質赤字比率	6年度	－（△17.21）	18.12	30.00
	5年度	－（△16.13）	18.17	
	4年度	－（△19.11）	18.21	
実質公債費比率	6年度	0.2	25.0	35.0
	5年度	0.3		
	4年度	△0.1		
将来負担比率	6年度	－（△68.0）	350.0	
	5年度	－（△63.9）		
	4年度	－（△59.5）		

注：実質赤字比率、連結実質赤字比率の算定において、赤字額でない場合は「－」で表示した。
将来負担比率の算定において、将来負担額よりも当該負担額に充当可能な財源等が上回る場合は「－」で表示した。（ ）内は計算結果に基づく算定数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字となったため算出されなかった。実質公債費比率は前年度と比較して 0.1 ポイント低下したが、早期健全化基準を下回っている。将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、マイナス表示となり算出されなかった。

2 資金不足比率

令和6年度決算に基づく資金不足比率の状況は、次のとおりである。

単位：％

会 計 名	年 度	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足額(千円)
水道事業会計	6年度	－（△140.4）	20.0	△1,008,035
	5年度	－（△171.5）		△1,235,786
	4年度	－（△207.1）		△1,380,829
下水道事業会計	6年度	－（△ 31.2）	20.0	△170,071
	5年度	－（△ 19.8）		△104,094
	4年度	－（△ 19.0）		△101,790

注：資金不足比率の表示は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合には算定されないため、「－」で表示した。（ ）内は計算結果に基づく算定数値を参考として表示した。

公営企業において資金の不足額を生じた会計はなく、資金不足比率は算出されなかった。